



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………一

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

告示(公)

○技能検定員審査の実施……………三

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五

……………(同)……………五

○開発行為に関する工事完了……………六

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七

○肥料検査成績の公表……………八

……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………八

告示

●東京都告示第千三百九十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

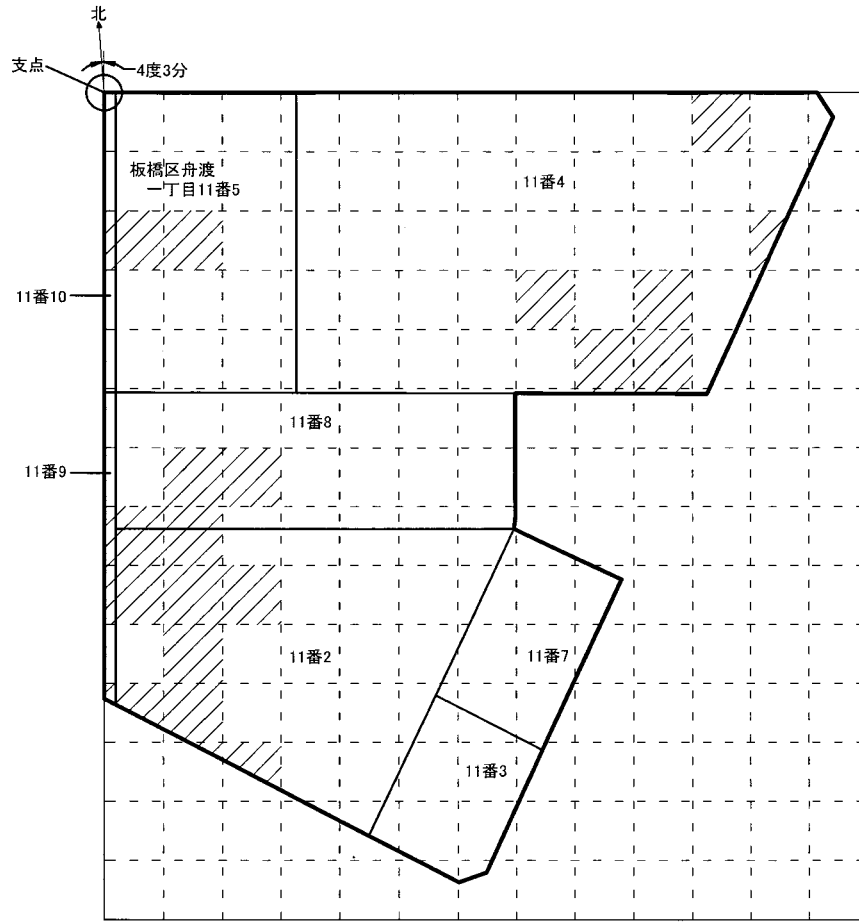
平成二十六年十月九日

東京都知事 舩添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区舟渡一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】
 - - - 単位区画
 ——— 筆境界
 ——— 敷地境界
 ▨ 形質変更時
 要届出区域

【支点】
 支点は、板橋区舟渡一丁目
 11番10の最北端とする。

【格子の回転角度(4度33分)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並
 びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子
 を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百九十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月九日

東京都知事 舩添 要 一

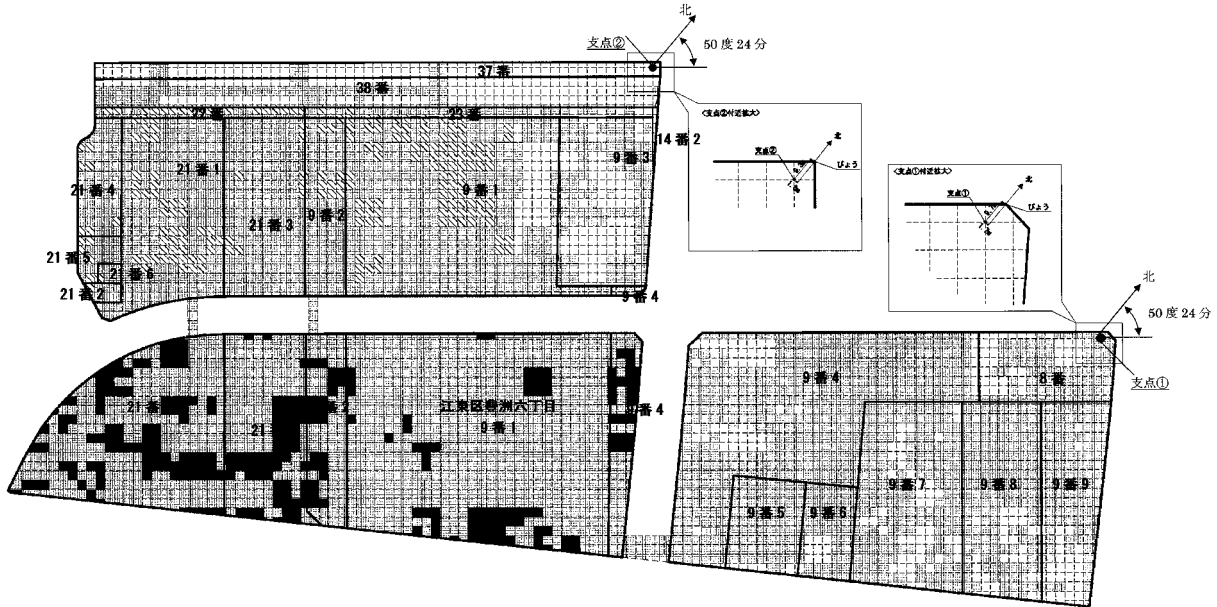
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図

<支点>
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびようから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびようから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度(50度24分)>
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>
 調査対象地
 単位区画
 筆境界
 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
 (この告示により指定する区域)
 形質変更時要届出区域
 (平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号、平成25年東京都告示第973号並びに平成26年東京都告示第817号により指定した区域)
 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
 (平成26年東京都告示第1312号により指定した区域)



告示(公)

●東京都公安委員会告示第310号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月9日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動車二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動車二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

<p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成26年11月10日（月曜日）から同月13日（木曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成26年10月23日（木曜日）及び同月24日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p>	<p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年10月17日（金曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,500円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(イ) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p>	<p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線5283</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年十月九日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人投資と学習を普及・推進する会</p> <p>三 代表者の氏名 前 哲夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く消費者及び証券投資に関心のある個人に対して、証券及び証券投資に関する知識の普及・啓発活動を行い、社会教育における公益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>
---	--	--

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コイノニア</p> <p>三 代表者の氏名 井口 信治</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都東久留米市滝山五丁目一番十六号 株式会社メルヘン二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般の市民を対象として、とりわけ障害者の能力や適性に応じて働く場、生活の場、活動の場等の機会を創出し、地域の中で自立した生活を営むことができるよう福祉の増進を図るとともに、地域住民が相互に理解し尊重し合うことで、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>この法人は、障害者の生活向上、社会参加、社会的自立を支援するために、障害福祉サービス事業を主として行うことにより、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなの広場</p> <p>三 代表者の氏名 小澤 哲雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区上高田一丁目五番四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者(児)やその関係者の人たちに对生活援助)の設置運営事業やショートステイ、移動支援事業並びに相談事業などの事業を行い、地域社会が障害のある人々と共に手を携えて、安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区王子二丁目十八番十二号 ドムス王子一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、将来の社会を担う子どもたちが健やかに育つ環境、とりわけ子どもと親ならびに養育に携わる者の心のケアを大切に社会的構築をめざし、そのための情報・技法の収集と研究・開発をおこなう。そしてそれら心のケアプログラムを必要とする人や団体に提供し、人々が互いに尊重し合いまた助け合って生活の営みができる地域社会作りに向けた発信を行い、市民が主体性を持った社会を作るための活動及び啓発を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月九日 東京都知事 舩 添 要 一</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子ども家庭リソースセンター</p> <p>三 代表者の氏名 福川 須美</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中日アニメーション漫画ゲーム文化事業友好協会</p> <p>三 代表者の氏名 呉 新紅</p>	
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スマイル・アーチ</p> <p>三 代表者の氏名 佐野 祐一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都墨田区八広四丁目十三番三一〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的</p>		

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区西荻南三丁目五番十九号 B一

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の国際的産業であるアニメーション、漫画、ゲームに関する企画製作、人材育成に関して、中国と日本が相互に協力する事業を実施することにより、中国と日本の文化、経済の交流、発展を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マーチフォーライフ

三 代表者の氏名

池田 正昭

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目二十二番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、産まれる前からの人のいのちの価値を社会に訴えかけるための普及啓発に関連する事業を行い、より多くの人々に対して気づきと理解と共感の機会を提供し、不幸な人工妊娠中絶を減らすことで少子化対策の一助となるとともに、女性のみならず市民すべての真の福利の向上に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人K I S 国際ソーシヤルワーク機構

三 代表者の氏名

近藤 秀将

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区西池袋一丁目二十九番五号 山の手ビル

十二階

五 定款に記載された目的

この法人は、在日外国人と高齢者を対象として、講演会、セミナーの企画運営、外国人及び高齢者の地域活動支援、外国人及び高齢者住宅問題相談など、在日外国人支援と高齢者支援を通じて、外国人と高齢者の社会参画を促し、活力のある日本を創り出すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際実務教育支援機構

三 代表者の氏名

船橋 径子

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区上目黒三丁目十二番三号

五 定款に記載された目的

この法人は発展途上国の低学歴者を対象に就労に実用的な日本語の教育、日本文化の教育およびコンピュータ技術に関する教育を提供し、教育およびコンピュータ

システムの運用に関わる事業を通じて、地域住民の貧困格差の是正に貢献する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポーツ業界おしごとラボ

三 代表者の氏名

小村 大樹

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市砂川町一丁目五十二番地の二十八

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ業界に就職したい者、スポーツ業界に関わっている者及び一般社会人や地域住民の人々に対して、人材育成、キャリア支援に関する事業を行い、スポーツ業界の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年十月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

府中市緑町一丁目三十二番四
及び同番五

府中市府中町一丁目五番地
の七
株式会社大内商事
代表取締役 大内 勝美

東久留米市中央町五丁目千五
百三十番二、同番三、同番五、
同番六、同番二十及び同番二
十一
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

調布市下石原三丁目二十九番
四、同番七及び三十番三
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体に
あつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十六年十月九日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
号）に到着するように提出してください。

平成二十六年十月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 JR東急目黒ビル

二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更を行った設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

六 変更前の設置者の代表者名 清野 智（東日本旅客鉄道株式会
社）ほか

七 変更後の設置者の代表者名 富田 哲郎（東日本旅客鉄道株式
会社）ほか

八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか四名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか四名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストア

十一 変更前の小売業者の代表者名 高橋 一郎

十二 変更後の小売業者の代表者名 須田 清

十三 変更日 平成二十四年五月三十一日ほか

十四 届出日 平成二十六年九月十日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十六 縦覧期間 平成二十六年十月九日から平成二
十七年二月九日まで。ただし、東
京都の休日に関する条例（平成元
年東京都条例第十号）に定める休
日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名 西友西荻窪店

二 店舗所在地 杉並区西荻南三丁目二十五番二十
七号

三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市
開発

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の設置者の代表者名 大川 博士

六 変更後の設置者の代表者名 出口 秀巳

七 変更日 平成二十六年六月二十五日

八 届出日 平成二十六年九月十二日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十 縦覧期間 平成二十六年十月九日から平成二
十七年二月九日まで。ただし、東
京都の休日に関する条例（平成元
年東京都条例第十号）に定める休
日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名 阿佐谷西1号館

二 店舗所在地 杉並区阿佐谷南三丁目五十八番一
号

三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市
開発

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の設置者の代表者名 大川 博士

六 変更後の設置者の代表者名 出口 秀巳

十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十	縦覧期間	平成二十六年十月九日から平成二十七年二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
八	届出日	平成二十六年九月十二日
七	変更日	平成二十六年六月二十五日
一	代表者名	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
二	店舗所在地	多摩市落合一丁目三十五番
三	設置者名	三菱UFJ信託銀行株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番五号
五	変更前の設置者の代表者名	岩水 誠
六	変更後の設置者の代表者名	若林 辰雄
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社アイセイ薬局
八	変更前の小売業者の代表者名	垣東 勝
九	変更後の小売業者の代表者名	岡村 幸彦
十	変更日	平成二十五年五月十五日ほか
十一	届出日	平成二十六年九月十七日

十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	平成二十六年十月九日から平成二十七年二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

肥料検査成績の公表について
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年十月九日
東京都知事 外 添 要 一

平成26年8月分

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)届出業者	届出名(商品名)	検査の結果							備考	
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N		水分 %
堆肥	浅沼裕	牛糞肥料	2.0	2.2	4.8	14	47	0.5	17	19.0	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
定価 本号 一箇月 六、六〇〇円(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 郵便番号 112-0002

